

議案第 4 3 号

和光市農業委員会委員の任命について

和光市農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

埼玉県和光市（以下略）

本多 修

令和 5 年 6 月 8 日提出

和光市長 柴崎 光子

提 案 理 由

和光市農業委員会委員の任期が令和 5 年 7 月 1 9 日をもって満了となるため、新たに本多修氏を任命することについて議会の同意を得たいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、この案を提出するものである。